

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

まんのう町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(香川県指定 第 3771600701 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の体制	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 虐待の防止について	5
8. 衛生管理等	6
9. 業務継続計画の策定等について	6
10. 暴言・暴力・ハラスメントについて	6
11. 苦情の受付について	7
12. 事故発生時の対応方法	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 まんのう町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1
- (3) 電話番号 0877-77-2991
- (4) 代表者氏名 会長 栗田 隆義
- (5) 設立年月 平成 18 年 3 月 20 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することにより、居宅において、その人らしい質の高い生活を送れるよう社会的支援をしていくことを目的としています。
- (3) 事業所の名称 まんのう町社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
平成 18 年 3 月 20 日指定 香川県 3771600701 号
- (4) 事業所の所在地 香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1
- (5) 電話番号 0877-77-2997
- (6) 管理者氏名 山下 由里子
- (7) 当事業所の運営方針 要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該計画居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をおこないます。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図ります。
- (8) 開設年月 平成 18 年 3 月 20 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 まんのう町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 (祝祭日、12/29～1/3 を除く)
受付時間	営業日の 8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	営業日の 8 時 30 分～17 時 30 分

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者（主任介護支援専門員）	1	0	1.0	1名	事業所の管理及び居宅介護支援の提供

介護支援専門員一人あたりの担当利用者数は35人までとなっております。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

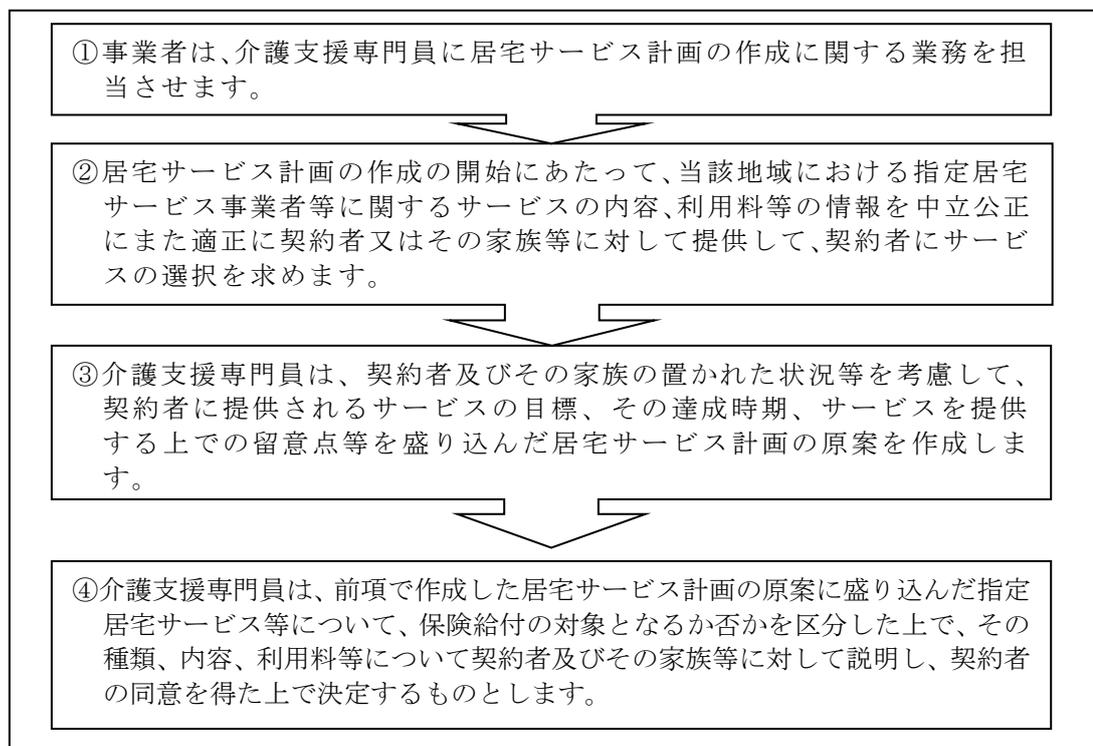
### （1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）\*

#### 〈サービスの内容〉

##### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者又は家族のご希望をおうかがいし、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### 〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1、2	要介護 3～5
10,860 円	14,110 円

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記の金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前 6 月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、前 6 月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者及び家

族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合

- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合

- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため 1 月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

#### ☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、下記の金額を追加料金としてご負担いただきます。※は対象になった時に加算されます。

サービス内容	金額	備考
1. 初回加算※	3,000 円	新規に居宅サービス計画を策定した場合や、要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成した場合、または要介護状態区分が 2 段階以上変更した場合
2. 入院時情報連携加算 I ※	2,500 円	入院当日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規定に定める営業時間終了後に、又は運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）に、医療機関の職員に対して必要な情報を情報提供していること。
入院時情報連携加算 II ※	2,000 円	入院した日の翌日又は翌々日（上記（I）に規定する入院した日を除き、運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して 3 日目が運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供していること。
3. 退院・退所加算※	4,500 円	病院等の職員と面談を行い必要な情報の提供を求め連携を行った場合（連携 1 回 カンファレンス参加 無）
	6,000 円	病院等の職員と面談を行い必要な情報の提供を求め連携を行った場合（連携 2 回 カンファレンス参加 無／連携 1 回 カンファレンス参加 有）
	7,500 円	病院等の職員と面談を行い必要な情報の提供を求め連携を行った場合（連携 2 回 カンファレンス参加 有）

	9,000 円	病院等の職員と面談を行い必要な情報の提供を求め連携を行った場合（連携 3 回 カンファレンス参加 有）
4. 通院時情報連携加算※	500 円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行った場合
5. 緊急時等居宅カンファレンス加算※	2,000 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度として算定）

※医療と介護の連携の強化

1) 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご契約者が入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい。

2) 平時からの医療機関との連携促進

ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

(2) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ①通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 300円
- ②通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 500円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 30 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>ア. 金融機関口座からの自動引き落とし （ご利用できる金融機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 香川県農業協同組合</li> <li>② 郵便局</li> </ul> <p>イ. 窓口での現金支払</p>
---

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

介護支援専門員一人あたりの担当利用者数は 35 人までとなっております。サービス提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 虐待の防止について（契約書第 17 条参照）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	事務局長 細原 敬弘
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るよう取組みます。
- (3) 虐待防止のための指針の整備に取組みます。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修の実施等に取組みます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報します。

## 8. 衛生管理等（契約書第 18 条参照）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るよう取組みます。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に取組みます。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施等に取組みます。

## 9. 業務継続計画の策定等について（契約書第 19 条参照）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修及び訓練の実施等に取組みます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 暴言・暴力・ハラスメントについて（契約書第20条参照）

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる装置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者	事務局長 細原 敬弘
-----------------	------------

- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修の実施等に取り組めます。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、従業員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

### 【 具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例 】

- 暴力又は乱暴な言動 ・殴る ・蹴る ・物を投げつける ・刃物を向ける  
・怒鳴る ・奇声や大声を発する など
- ハラスメント行為 ・不必要に体を触る 手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる  
・卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など
- その他 ・従業員や他者の個人情報を求める ・ストーカー行為 など

## 11. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）[管理者] 山下 由里子

電話番号 0877-77-2997

- 受付時間 月曜日～金曜日（12/29～1/3、祝祭日を除く）

8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

まんのう町 地域包括支援センター	所在地 仲多度郡まんのう町吉野下 430 電話番号 0877-73-0125 ・FAX 0877-73-0127 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地 高松市福岡町二丁目 3 番 2 号 電話番号 087-822-7453 ・FAX 087-822-7455 受付時間 8：30～17：00
香川県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 高松市番町一丁目 10 番 35 号 電話番号 087-861-1300 ・FAX 087-833-3022 受付時間 8：30～17：00

## 12. 事故発生時の対応方法（契約書第22条参照）

事業者、介護支援専門員又は従業員が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。事務所に連絡する

とともに、利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

まんのう町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所

氏 名 印

署名代行者氏名 印

利用者との関係

署名代行事由

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

当事業所は損害賠償のため「介護保険・社会福祉事業者総合保険(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)」に加入しています。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|